

長崎市における
重層的支援体制整備事業の取組み



長崎市 地域包括ケアシステム推進室

多機関型包括的支援体制構築事業（長崎市）

- ・ 少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齢、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。
- ・ 本事業は地域共生社会の実現に向けた国のモデル事業として開始し、事業運営については地域包括支援センターを運営する法人（2箇所）へ委託して実施。
- ・ 平成28年10月から実施。

令和3年度～令和5年度

重層的支援体制整備事業への移行準備事業(多機関協働・アウトリーチ支援・参加支援 実施)

令和6年度～ 重層的支援体制整備事業

現状

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 単身世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 福祉ニーズの多様化・複雑化
- ・ 分野別の相談支援体制

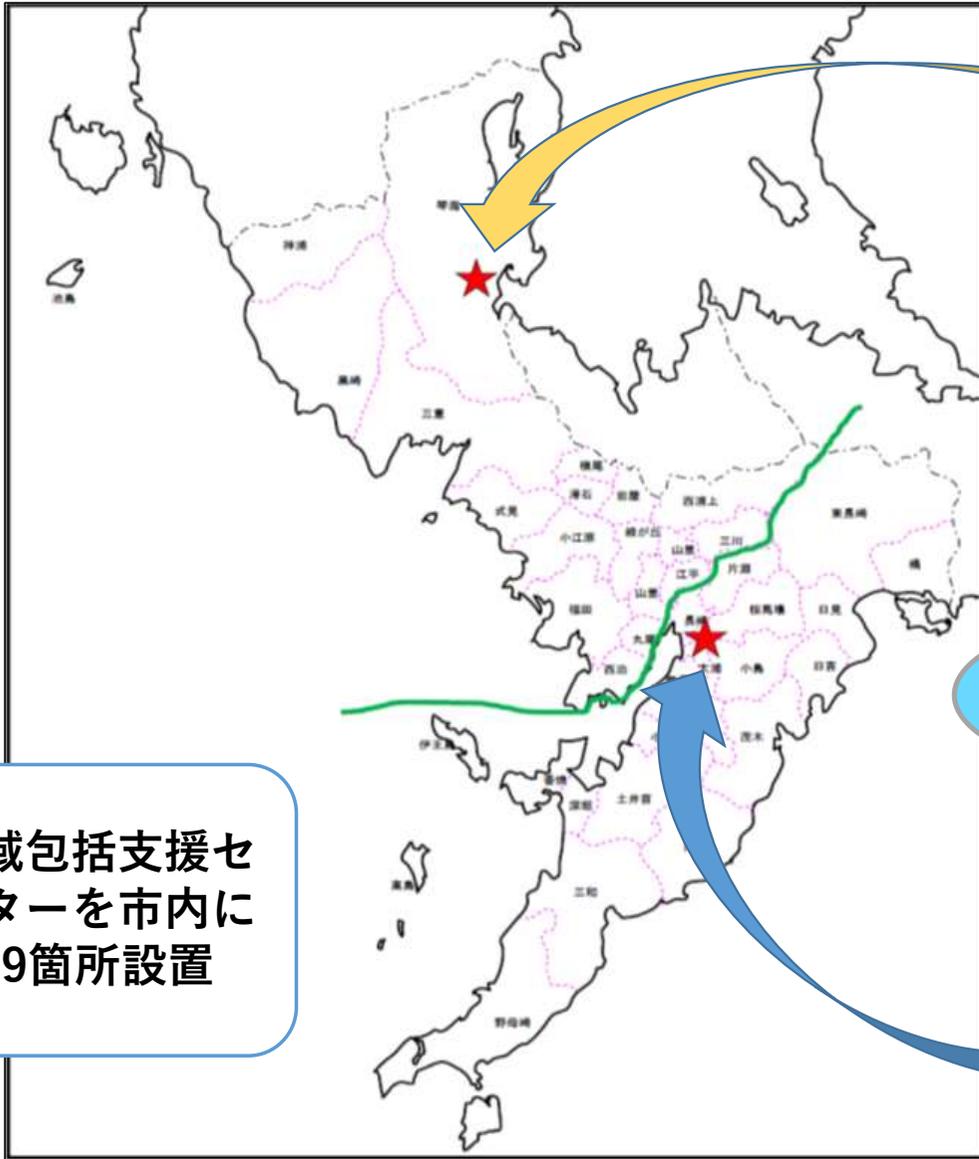
課題

- ・ 単独の相談機関では対応できない
- ・ 複合的な課題への分野横断的な対応
- ・ 制度の狭間などで適切な支援が受けられていない

対応

- ・ 相談受付の包括化（ワンストップ窓口）
- ・ アウトリーチ（伴走型支援）
- ・ 適切なアセスメントと支援のコーディネート
- ・ 地域ごとの相談支援ネットワーク構築
- ・ 地域全体で支える体制づくり

多機関型地域包括支援センターの位置と地域ケア会議等への参加のエリア分け



地域包括支援センターを市内に19箇所設置

6名の社会福祉士が市内全域を担当します！



北多機関型地域包括支援センター

琴海村松町704番地14
長崎市北部地域包括支援センター内
相談支援包括化推進員 3人
TEL : 801-2765 FAX : 801-2766



南多機関型地域包括支援センター

相生町1-17 メゾンド田中202号
長崎市大浦地域包括支援センター内
相談支援包括化推進員 3人
TEL : 801-0711 FAX : 801-0712

個別相談実績

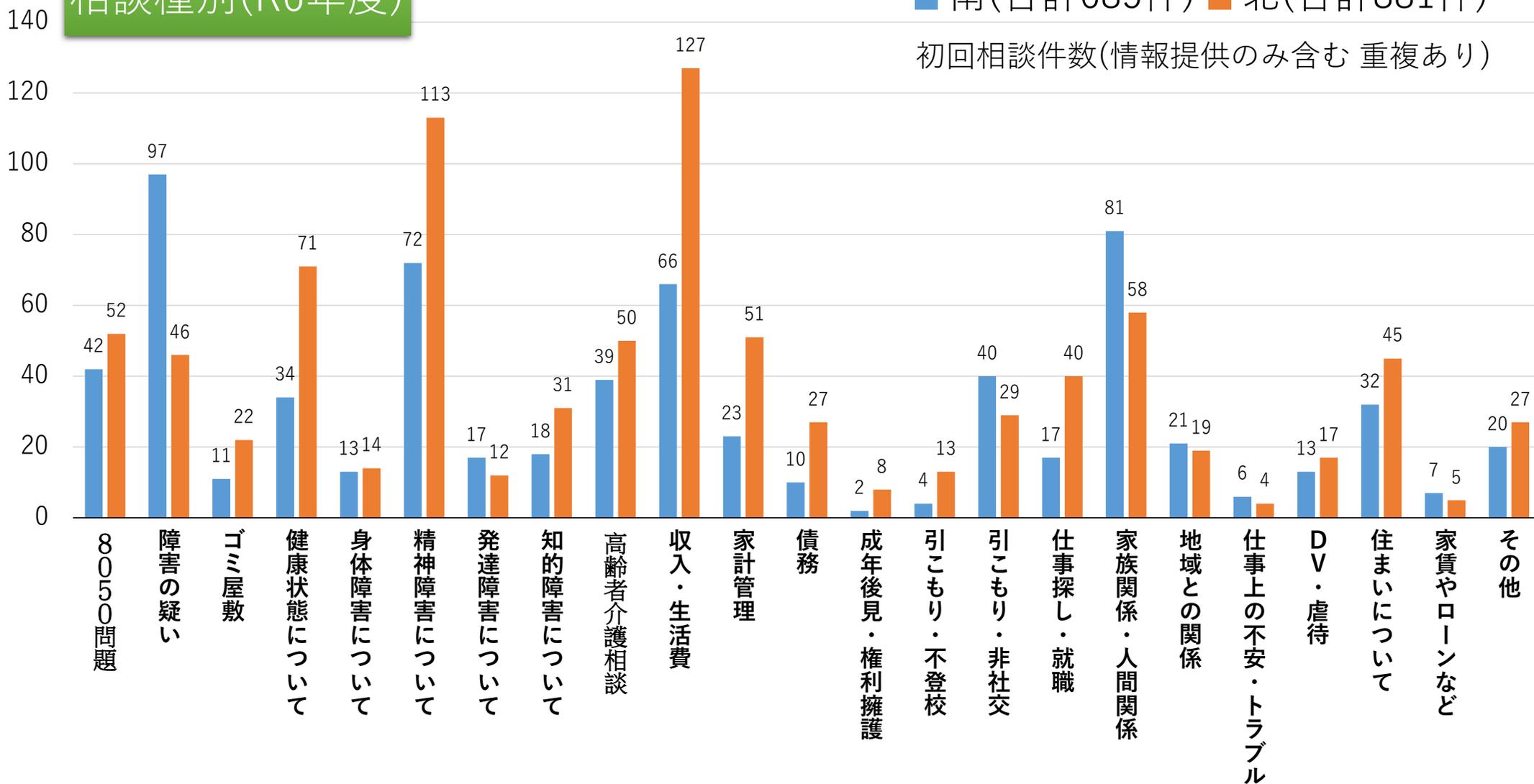
【単位：人】

区分	前年度からの 継続支援者数①			新規支援者数②			支援者総数 (①+②)			
	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	南多 機関	北多 機関	計	月 平均
令和4年度	38	39	77	178	192	370	216	231	447	37.3
令和5年度	68	45	113	162	182	344	230	227	457	38.1
令和6年度	84	46	130	214	266	480	298	312	610	50.8

相談種別(R6年度)

■ 南(合計685件) ■ 北(合計881件)

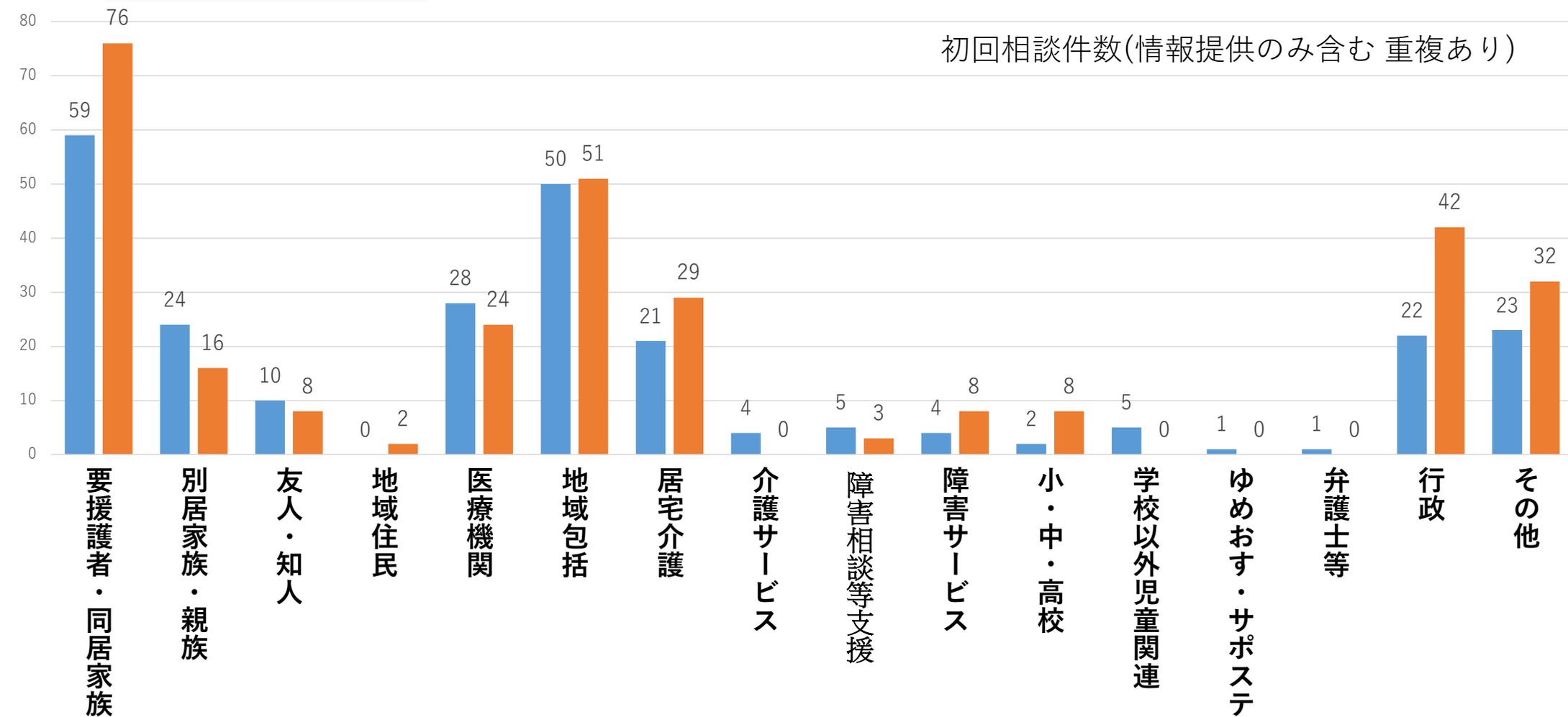
初回相談件数(情報提供のみ含む 重複あり)

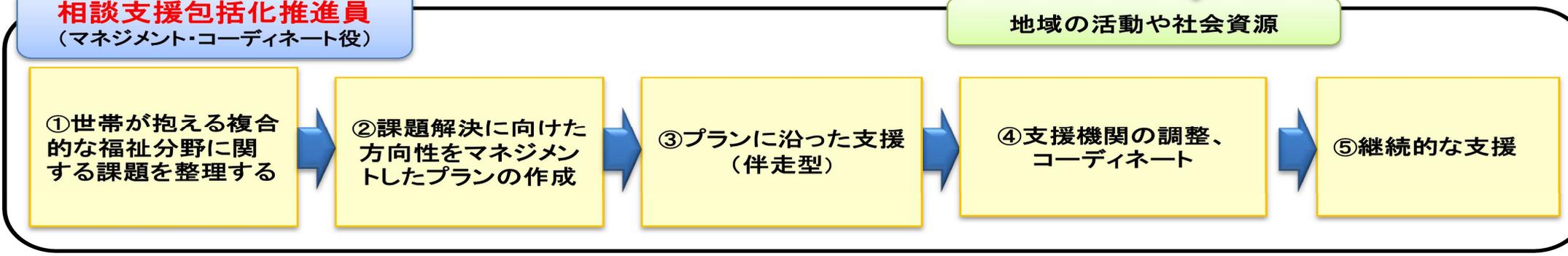
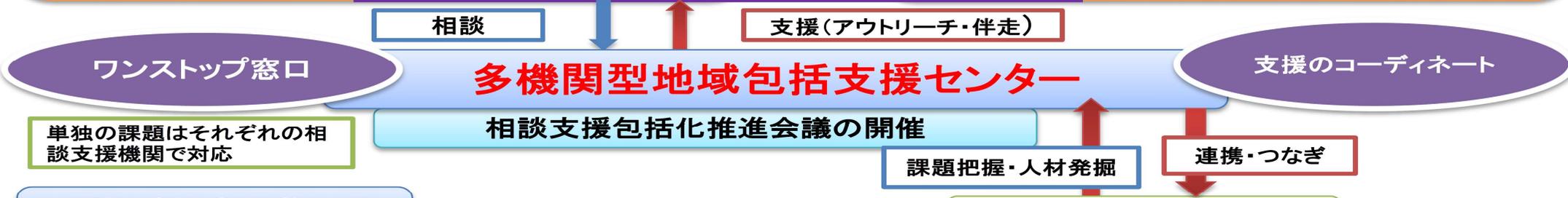
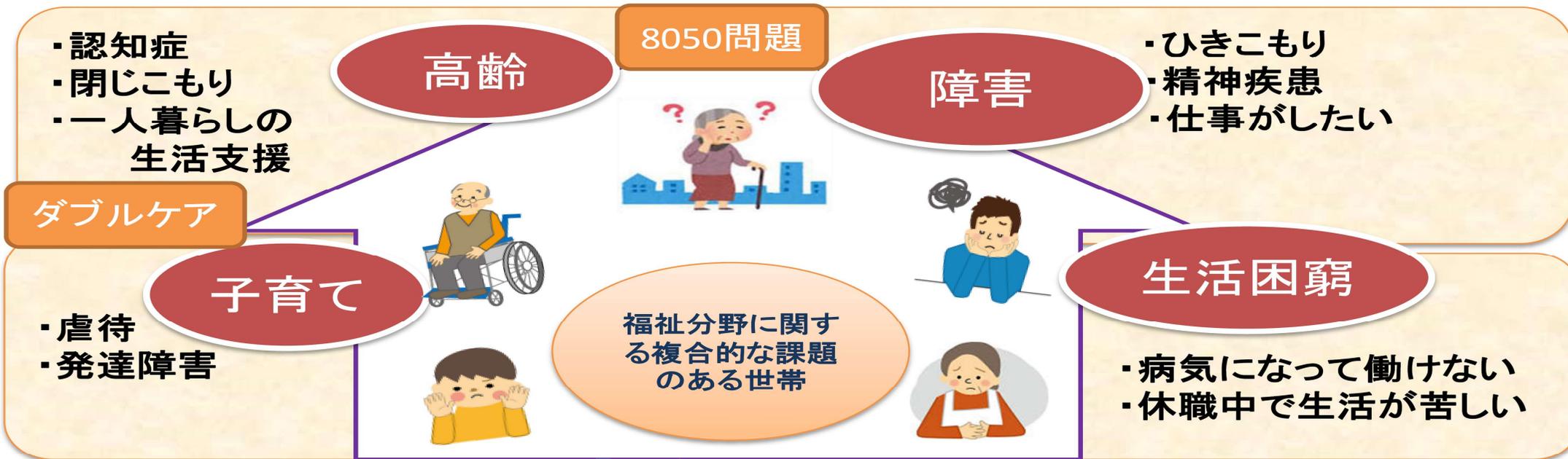


相談経路(R6年度)

■ 南(合計259件) ■ 北(合計299件)

初回相談件数(情報提供のみ含む 重複あり)





分野別相談内容（複合課題含）

	相談分野 (令和5年度)	相談分野 (令和6年度)
1位	障害のみ※ (24.76%)	障害のみ※ (32.09%)
2位	高齢・障害 (20.87%)	高齢・障害 (20.21%)
3位	生活困窮のみ (9.71%)	高齢・障害・困窮 (10.87%)

※障害疑いを含む

支援期間など

前年度以前からの 継続ケース数	(南) 54家族 (北) 31家族
最長支援期間 (令和6年度末時点の 支援中ケース)	(南) 8年5ヶ月 (北) 2年11ヶ月
全ケースの課題数 (平均)	(南) 3.0課題 (北) 3.5課題
前年度からの継続支援ケース の課題数(平均)	(南) 3.8課題 (北) 4.2課題

多機関型地域包括支援センターを設置したことで対応可能となったケース

平成28年10月より多機関型地域包括支援センターを設置したことにより、対応できるようになったケース

- 1) 手帳を有していない精神障がい者などがいる世帯のケース
- 2) 8050問題
- 3) ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース(アウトリーチ)
- 4) 本人の同意がなかなか取れないケース
- 5) SOSの発信がないケース
- 6) ゴミ屋敷のケース
- 7) アルコール問題を有しているケース
- 8) 親亡き後の障がい者のケース など

重層的支援体制整備事業 概要図【長崎市版】

相談支援

包括的相談支援事業

【高齢】
地域包括支援センター

【障害】
・障害者基幹相談支援センター
・障害者相談支援事業
・住宅入居等支援事業

【子育て】
子ども家庭センター運営

【困窮】
生活困窮者自立相談支援事業

- ・各分野の既存事業による相談支援
- ・案件に応じて多機関協働事業者へ支援を依頼
- ・重層事業の4分野以外の相談支援機関からのつなぎも想定される

アウトリーチ等支援事業 【多機関型地域包括支援センター】

- ・情報収集（支援ニーズがある者の発見）
- ↓
- ・訪問、関係性の構築
- ↓
- ・支援プラン（アウトリーチ）の作成（重層的支援会議へ諮る）
- ↓
- ・プランの決定、プランに基づく支援の実施
- ↓
- ・終結（見守りや伴走を継続）

情報共有

多機関協働事業 【多機関型地域包括支援センター】

〈支援会議（守秘義務）〉・・・市が主催
●支援に係る本人同意が得られていない案件について
・関係機関間で情報共有
・見守りと支援方針の理解
・緊急性がある事案への対応

〈依頼受付〉
・利用申し込みの受付（本人同意）
↓
・支援方針の検討に必要な情報収集
↓
・支援プラン（多機関協働）の作成
※必要に応じてアウトリーチ、参加支援を活用

〈重層的支援会議〉・・・多機関型地域包括支援センターが主催
・プランの適切性の協議
・プラン終結時の評価
・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

〈プランの決定、プランに基づく支援の実施〉

〈終結（見守りや伴走を継続）〉

支援依頼（つなぎ）
※戻す場合もあり

参加支援

参加支援事業

【多機関型地域包括支援センター】

〈狭間のニーズへの対応〉
・支援の方向性の検討
（ニーズと支援メニューのマッチング）
↓

・支援プラン（参加支援）の作成
（重層的支援会議へ諮る）
↓

・プランの決定、プランに基づく支援の実施
↓

・終結（見守りや伴走を継続）

〈支援メニューの充実〉
・既存の社会資源の活用方法の拡充
・新たな社会資源の開拓

↑ ↓
・地域活動への参加
・支援メニューとしての社会資源の提供

〈各分野の既存の事業を活かした取り組み〉

【高齢】
・地域活動支援事業
・生活介護支援サポーター事業
・生活支援体制整備事業

【子育て】
子育て支援センター運営費補助事業

【障害】
地域活動支援センター事業

【困窮】
生活困窮者支援等のための地域づくり事業

地域づくりに向けた支援 地域づくり事業

〈活動や人のコーディネート〉
・「人と人」、「人と資源」をつなぎ顔の見える関係性を生む
・既存の取組みを活かしたコーディネート

〈居場所の整備〉
・既存の拠点を活用
・世代や属性を限定しない新たな場の確保（民間の施設等も活用）

〈他分野がつながるプラットフォームの展開〉
・地域づくりのプロセスの活性化や発展のため、多様な主体が出会い、さらなる展開を生む機会となるプラットフォームの形成
・既存の協議の場も活用しながら整備

↑ ↓
課題に対応した地域づくり・相談支援等のニーズのつなぎ

複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- 各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースを対応していく。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制

高齢

障害

子育て

生活困窮

地域包括支援センター

相互調整

障害者相談支援事業所

相互調整

こども家庭センター

相互調整

長崎市生活支援相談センター

各分野の狭間の部分
(北・南) 多機関型地域包括支援センター

- 対象ケース
- 複合化・複雑化されたケース
 - どこに相談したら良いか迷うケース

随時相談

相談窓口パンフレット「こねくと」により役割を見える化。他機関からの相談を断らないことをルール化

相談支援包括化推進員
(北・南 多機関型地域包括支援センター)

【役割】対象のケースを関係機関から受付
ケースの情報整理、関係機関等との連絡調整、会議開催

地域包括ケアシステム推進室

【役割】庁内関係部署への参加調整等

調整

＜重層的支援会議・支援会議を開催＞

【役割】相談支援機関等の役割分担の明確化、情報共有・支援調整

参加支援

多機関による連動した支援の実施

地域づくり

高等学校での「校内居場所カフェ」の開設・運営

参加支援

■H30年度 先進地である大阪府立高校の居場所カフェ（通称:となりカフェ）を視察

高等学校（コースにより、登校日が週5日、週2日、月2回など様々なライフスタイルの生徒がいる）にて、孤立しがちな生徒や退学リスクが高い生徒等を対象にしたカフェ（オープンスペース）を定期的開設

個別支援

退学予防

制度の切れ目

社会的・職業的自立

社会的孤立

本人と出会い、そして家族と出会い、世帯全体の支援へ

校内居場所カフェ 会場の様子

R6年度
カフェ:14回

- ・高等学校の空き教室等を利用。軽食や飲み物を提供。
- ・浴衣の着付けや弁護士からの社会に出てから役立つ法律の授業などのイベントも開催。



令和7年度重層的支援体制整備事業研修会 ～みんなで考えよう!重層的支援の役割と協力のカタチ～

目的

重層的支援体制整備事業の周知や各分野の関係機関の連携促進

開催日 令和7年4月25日、12月19日

開催場所 長崎市役所 2階多目的スペース

主催 南多機関型地域包括支援センター
北多機関型地域包括支援センター

参加者 4月…93名 12月…90名

高齢分野:地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、
サービス事業所

障害分野:相談支援事業所、サービス提供事業所、
障害福祉課

子育て分野:子育て支援センター、こども家庭支援センター、
子育てサポート課、こども政策課

生活困窮:生活支援相談センター

地域支援:長崎市社会福祉協議会、中央総合事務所

その他:医療機関、難病支援センター、庁内関係課

内容

- (1)長崎市における重層的支援体制整備事業の取組み
〔地域包括ケアシステム推進室〕
- (2)グループワーク × 2



参加支援 × 地域づくり



オランダ坂こども食堂

目的

「地域でこどもを育てる」を目的として、「みんなあつまる、いっしょにたべる、ともにそだつ」を合言葉にして開催

開催日 毎月第4土曜日

開催場所 日本聖公会長崎聖三一教会

運営団体 地区自治会、中学校PTA、小学校PTA、日本聖公会長崎聖三一教会、児童養護施設、児童家庭支援センター、NPO法人等 その他多くの団体により運営

これまでの活動

- (1) 2020年10月に第1回のこども食堂を開催。食事の準備、提供等の活動がすべて参加者のボランティアでおこなっており、毎回老若男女20名程度の方が協力。
- (2) 海星高校の学生の協力のもと「高校生と一緒に夏休みの宿題」を企画・実施。
- (3) 2022年2月から、毎週火曜日と木曜日の午後3時から6時に「居場所カフェオルバ」を開店。軽食を準備して放課後のこども達の居場所を提供。
- (4) こどもに限らず、地域内で食に困っている困窮者に対して、南多機関型地域包括支援センターが対応する際には、こども食堂に蓄えのある食材を提供することで、協力支援を実施。

地域づくりに向けた支援

市民向けパンフレット・リーフレットの配布・動画作成

パンフレット



多世代に渡る約50箇所の相談窓口を掲載



リーフレット



多機能型地域包括支援センター

多機能型地域包括支援センターとは

少子高齢化や一人暮らしの増加が進んでいること、家族や近所との関わり合いが少なくなっていること等から、暮らしで悩んでしまったり、また、いろいろな悩みが重なったり、どこに相談したらいいのかわからない方が増えてきます。

私たち多機能型地域包括支援センターは、ご本人やその家族が抱える様々な悩みをワンストップで受け止め、その悩みを様々な支援機関とつながりながら、解決に向けて支援します。

○営業日
平日（月曜日～金曜日）
※緊急時は休日・前夜も連絡可能。

○相談の方法
電話・来所・訪問
※ご自宅等どこへでも聞きますので、お気軽にご相談ください。
※相談は無料です。

多機能型地域包括支援センターは、長崎市の福祉事業として運営しています。

南多機能型地域包括支援センター
〒850-0922
長崎市船生町1-17メゾン田中202号
長崎市天満島地域包括支援センター内
TEL 095-801-0711 FAX 801-0712

北多機能型地域包括支援センター
〒851-3102
長崎市鶴崎町4-4番地14
長崎市鶴崎島地域包括支援センター内
TEL 095-801-2765 FAX 801-2766

PR動画作成による周知

「どこに相談したら良い？」
「どう対処したら良い？」
「悩みがたくさんあって混乱している」

こんなときは、
多機能型地域包括支援センター
をご利用ください。

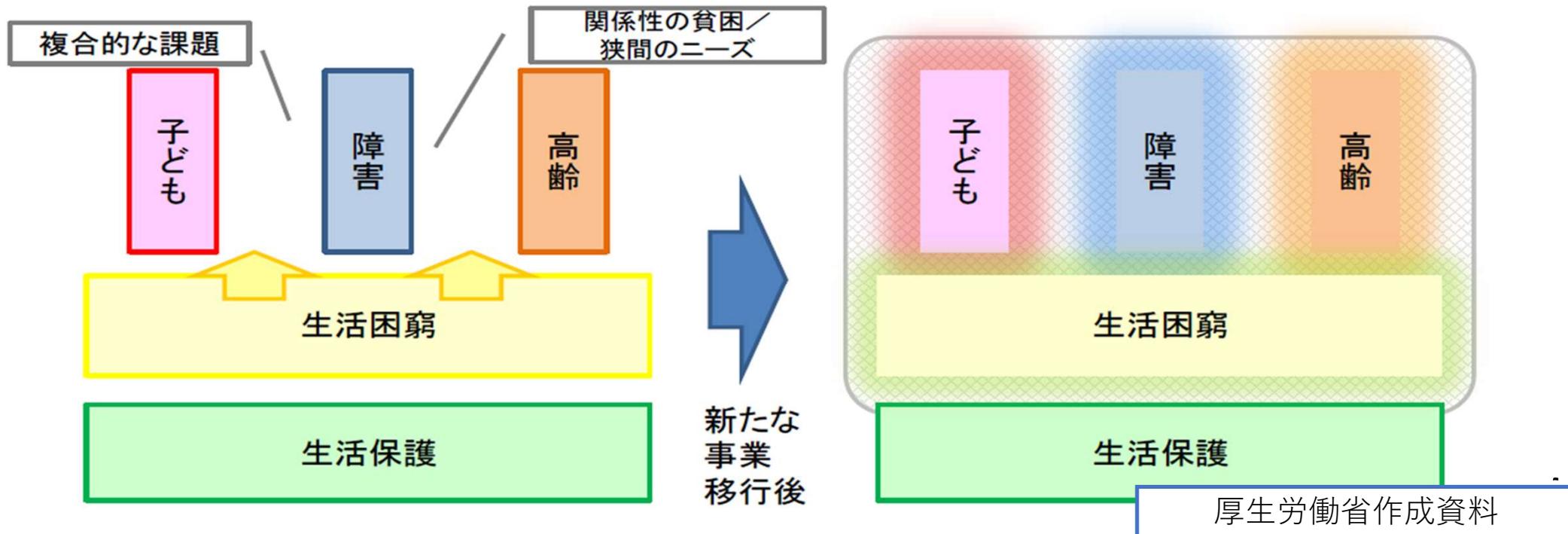
障害の相談窓口
介護の相談窓口
困窮の相談窓口
子育ての相談窓口

多機能型地域包括支援センター

【配布先】
地域包括支援センター、地域センターなどの市民の相談窓口、相談支援事業所

重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
 - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。





ご視聴ありがとうございました



平和公園（平和祈念像）



ランタンフェスティバル



端島（軍艦島）



大浦天主堂



稲佐山・夜景